

秘 信 極 通

特定秘密保護法を廃止しよう！

2015/6/6

第15号

「戦争国家」への転換を許してはならない！
本 秀紀（共同代表）
名古屋大学教授



たのだろうか。

ウソだけではない。ごまかしだ
ってお手のものである。たとえ
ば、「一般に海外派兵は認められ
ない」という答弁は、「例外はO
K」という意味。ホルムズ海峡で
の機雷掃海が「例外」の例として
挙げられているが、それがどこま
で広がるかはまったく明らかで
ない。

国会で「戦争法案」の審議が始ま
った。これまでに、安倍首相の
答弁のひどさが際立っている。曰
く、「アメリカの戦争に巻き込まれ
ることは絶対にありえない」、「外国
の領土に上陸して武力行使を行う
ことはない」。いずれも、これまで
と変わらぬことを強調したつもり
だろうが、それならなぜ、憲法解釈
を変更してまで新たな法案を出し
たのか。そもそも「平和安全法制」
というネーミングからして、アベコ
べである。おじいちゃんから、「嘘
つきは泥棒の始まり」と習わなかつ

ウソとごまかしの答弁は、本当
のことがばれると法案が通らな
いかもしいれないという自信のな
さの表れでもある。複雑怪奇な
11もの法案を一括審議し、自分
たちですら答弁できない「〇〇事
態」を濫立させたのも、国民が本
質を理解する前に数の力で通し
てしまおうという目くらまし戦
法にちがいない。

争への第一の道は、集団的自衛権
の行使である。それが可能となる
「存立危機事態」とは、日本と密
接な関係にある他国への武力攻
撃により、日本の存立が脅かさ
れ、国民の生命、自由及び幸福追
求の権利が根底から覆される明
白な危険がある事態を指す。「そ
んなことあるかいな？」というく
らい限定的な印象を与えるが、そ
れを判断するのは時の政府であ
る。現に安倍首相は、電力不足に
よるライフラインの途絶も「存立
危機事態」になりうると答弁し
た。こんな「風が吹けば桶屋が儲
かる」的論法が許されるなら、一
見「限定的」な「事態」をいくら
でも拡張することが可能だろう。

戦争への第二の道は、戦争をし
ている他国軍への兵站活動であ
る。「戦争法案」では「後方支援」
とか「協力支援」と呼んでいるが、
戦争中の軍隊に弾薬の提供や給
油を行うのだから、国際的には軍
事行動の一環とみなされる。補給
路を断つのは軍事作戦の常識な
ので、相手側から攻撃され、これ
に自衛隊が応戦するという事態
が予測される。

戦争への第三の道は、国連平和
維持活動（PKO）や国連が統括
しない「国際連携平和安全活動」
において、「武器使用」が戦闘に
発展するパターンである。今回の
法案で設けられた治安維持活動
や駆けつけ警護に際し、任務遂行
のための武器使用が認められた
ため、自衛隊が武装勢力などに對
して発砲し、それが戦闘につなが
る恐れが格段に増大する。

このように、「戦争法案」が成
立すれば、日本は「いつでもどこ
でも切れ目なく」戦争ができる国
になる。首相らがまともに答弁す
る気がないのは、答弁できないの
もさることながら、のらりくらり
と時間稼ぎをすれば、最後は強行
採決で成立させることができる
とたかをくくっているからであ
ろう。安保闘争を上回る国民運動
を展開し、目にももの見せてやろ
うではないか。

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-910-7721

【FAX】052-910-7727

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

秘密保本法に反対する愛知の会 3周年総会

2015年3月28日、愛知の会の3周年総会を開きました。

当日は、約270人が参加され、活動報告や会計監査報告が承認され、今後の活動方針や申し合わせ事項の変更も承認されました。

怒濤の2014年度

2013年12月6日に秘密保護法が施行され、2014年度は、秘密保護法を施行させず廃止するために様々な取り組みをしました。

また、2014年5月15日の安保法制懇報告書に続き7月1日には集団的自衛権行使容認等の閣議決定がされたことから、集団的自衛権をはじめとする戦争する国づくりに反対する取り組みも同時に行いました。緊迫していく情勢にともない、愛知の会も怒濤の活動を行ってきました。

国際情報部会

2014年5月11日にモートン・ハルペリンさん（元アメリカN

3周年総会

SC(高官)を、11月19日に海渡雄一弁護士を、12月22日に藤田早苗さん(エセックス大学人権センターフェロー)をお招きし、国際人権基準・ツワネ原則に照らして秘密保護法の問題点を暴く学習会を開催しました。

7月には国連自由権規約委員会の日本審査が行われ、ジュネーブでの審査にロビーイングで参加した会員からの報告会も行われました。

運用基準のパブコメ

秘密保護法の運用基準についてパブリックコメント募集が行われました(7月24日~8月24日)。募集開始初日に国連自由権規約委員会が日本に対し、秘密保護法についての「懸念」を表明。厳しい勧告が出される中、約2万3000件の意見が提出されました。愛知の会も、「パブコメ書こう会」を開くなどしてみんなで意見を出しました。

秘密法反対全国ネット

2014年1月24日に発足した「秘密法に反対する全国ネットワーク」は、2014年4月5日・6日に名古屋で、7月5日・6日に大阪で、12月6日・7日に東京で全国交流集会を開催しました。全国各地から、独自のマスコットキャラクターやステッカー、リーフレットを作ったり、新聞に意見広告を出したり、地域の弁護士会の企画と共同したりなど、さまざまな報告が寄せられました。現在は63団体が加盟しており、メーリングリストを通じて情報交換や意見交流を続けています。愛知の会も全国の仲間の活動から刺激を受けています。

集団的自衛権

秘密法は戦争法。愛知の会は当初からそう位置づけて活動を続けてきました。2014年6月6日には中谷雄二共同代表の講演を、6月20日と9月23日には集団的自衛権と秘密保護法に反対

する集会・デモを行い、それぞれ2000人が集まりました。

公安警察による監視

2015年3月6日には、ムスリム違法捜査事件の弁護団から小松圭介弁護士をお招きし、公安警察によるムスリム(イスラム教徒)に対する無差別監視のひどい実態と裁判の内容についての学習会を開きました。

今度の活動

秘密保護法が施行された現在、廃止に向けた活動と同時に、秘密保護法を実質的に発動させないための取り組みが必要です。なによりも私たちが萎縮しないこと、そして様々な地域・分野の運動と連携していくことが大切です。戦争させないために、今後とも、元氣よくがんばっていきましょう！



平川宗信さん講演のご報告

「特定秘密保護法と改憲の動き―刑事法の視点から―」

事務局次長・弁護士 中川匡亮

愛知の会3周年記念総会では平川宗信さん（中京大学教授・名古屋大学名誉教授）に表記の題名での記念講演をしていただきました。

刑事法の大原則

刑法・刑事訴訟法をはじめとする刑事法の諸規定は、罪刑法定主義、実体的適正の原則、適正手続の原則といった刑事処罰に関する憲法の原理・原則を実現したものです。

「罪刑法定主義」とは、国民に処罰という不利益を課すには国民の代表である国会が決めた法律によらなければならないという原則で、国家権力を民主的に制限し、処罰の対象を法律で明確に定めることにより、国民への不意打ちを防止するという意義があります。

「実体的適正の原則」とは、処罰に関する法律の内容が適正なもの

でなければならないという原則で、「適正手続の原則」とは、処罰するためには対象者に十分に反論の機会を保障しなければならないという原則です。前者は法律の内容面から、後者は処罰の手続面から、国家権力を制限し国民の自由を保障するものです。

秘密保護法の問題点

ところが、特定秘密保護法は、処罰対象となる「秘密」の指定を行政機関の長に実質的に委任しているという点で国家権力に対する民主的統制ができず、処罰対象が不明確であるため、国民への不意打ち防止も図れないので、罪刑法定主義の観点から問題があります。

また、特定秘密保護法を作る社会的必要性（立法事実といえます。）が存在せず、処罰対象も抽象的な用語や「その他の」という用語が多く、

しかも、未遂犯、過失犯、独立教唆犯も含むなど非常に広汎であり、法律の内容すなわち実体的適正の原則から問題があります。さらに、処罰要件が曖昧かつ広汎であるために捜査機関の恣意的捜査を許すおそれが大きいこと、また、起訴されて公判になった場合、そもそもその情報が特定秘密であったことの故意・過失をどうやって立証するのかということなど、適正手続の原則の観点からも問題があります。

以上のように、特定秘密保護法は刑事法に関する憲法の原理・原則からは大きな問題がある法律です。

軍事法制としての秘密法

特定秘密保護法と戦前の軍機保護法・国防保安法を見比べてみると非常によく似ています。また、自民党の改憲草案も見てみると戦前の大日本帝国憲法とよく似ています。

特定秘密保護法は自民党改憲草案と一体となって軍事法制の一環を担っているように思われてなりません。

松元ヒロさん スタンダップコメディ

総会ではもう一つの記念企画として、松元ヒロさんのスタンダップコメディも楽しみました。

日本がかつての戦争に突き進んだとき、歌手や作家、作曲家など歌で人の心を動かした人々がどのような行動をとったかなど、大笑いしながらも考えさせられるお話がたくさんありました。



「秘密保護法から自由を守れ! 『個人通報制度』って何?」を開催しました!

事務局次長・弁護士 青木有加

秘密保護法などから、どうやって私たちの自由や権利を守るか。国家が国際人権法に違反したとき、個人が国連に救済を求める制度があるらしい! それってどんな制度? ということで、4月24日、中京大学の小坂田裕子准教授をお招きし、アムネスティ日本と共催で「個人通報制度」を学ぶ学習会を開き、60人が集まりました。

第二次世界大戦前は、国際法は、国家と国家との問題を規律するもので、人権はもっぱら国内法の問題とされてきました。しかし、第二次世界大戦中に、国内で人権侵害を行う全体主義国家が、国際的な侵略を行いました。そのため、国内の人権侵害は国際社会の問題でもあると考えられるようになり、人権侵害をうけたその国の人たちを救済すべきという問題意識がうまれました。

国連では、世界人権宣言ののちに、1966年に国際人権規約として社会権規約と自由権規約が採択され、1976年に発効しました。自由権規約の実施を監視する制度の一つとして、「個人通報制度」があります。

これは、国際人権規約などの国際条約に違反する人権侵害を受けた個人が、国内の救済措置を尽くした後、規約委員会等に対して直接通報することができるという制度で、様々な条約の選択議定書に定められています。通報を受けた委員会は、審査をし、条約の違反があった場合に、その国に対して是正措置を勧告します。

ただ、日本は、個人通報制度を定める選択議定書には一つも批准していないので、現在、日本に住む人々は個人通報制度を利用することができません。



韓国では、国家保安法違反事件に關して個人通報制度が利用され勧告が出た例がありますが、韓国の裁判所は、法的拘束力がないからとしてその勧告をほとんど無視しています。日本に置き換えて考えてみます。将来、日本に住む人々が個人通報制度を利用できるようになった場合にも、自由権規約委員会の勧告は国内で法的拘束力がないとして軽視される可能性があります。



個人通報制度は、魔法の杖ではありません。しかし、①国際人権基準が明らかになり、国内の世論が形成され、法改正が必要だという流れができる可能性がある、自由権規約が法改正に向けた活動の正当性を持つ武器となる、②韓国でも下級審判決には、自由権規約委員会の自国に対する見解を引用した事例もあり、日本が第一選択議定書を批准し、日本に対する見解が出るようになれば、法曹関係者の意識に変化が生じ得る、という点で意義があります。

これから市民が個人通報制度について知り、導入を希望する世論が形成されることが大切です。

会場からは「裁判所が日本の批准した条約を考慮した判決をしないのは問題」「憲法98条2項は条約の誠実な遵守を定めているのに、条約の実効性を高める個人通報制度に批准しないのは都合がよすぎる」などの意見が出ました。

憲法週間記念行事シンポジウム

「憲法9条から考える」集团的自衛権

5月23日、愛知県弁護士会と名古屋市の共催の憲法週間記念行事「シンポジウムが中区役所ホールで行われました。500人定員のホールが満席で大盛況でした。参加した会員からの報告です。

「今こそ、この国の未来と日本国憲法を問い直す」青井未帆さん（学習院大学大学院教授・憲法）

今国会に提出された安全保障関連法案は、憲法9条を紙切れにするもの。しかし、昨年7月14日から法案閣議決定まで、集团的自衛権について与党協議も新聞報道もほとんどなく、政府のアピールに反して議論は深められていない。

法で政治を縛るといふプロジエクト―立憲主義

政治も法に従わなければならないという考え方は、日本でも、権力の分割など長い歴史がある。

日本では、立法過程で調整がされてきた。各省庁の課が法案を作り、

関係省庁間での利益調整を経て、法のプロである内閣法制局が他の法律や憲法に抵触しないかチェックする、という方式をとってきた。ところが第二次安倍内閣は、法制局での経験がない小松氏を法制局長官とした。同氏は集团的自衛権行使を認派であり、その目的のため法を屈服させたのではないか。安保関連法案がその法案作成過程でどの程度の審査を受けたのか、疑問。さらに、法案は法秩序のどこにも入らない、安保条約でも正当化できない日米ガイドラインを実効化するもの。私たちは、立憲主義を弱めた安倍政権を許した市民として、後世に責任が問われる。

「激動する国際情勢から見た集团的自衛権と日本」伊勢崎賢治さん

（東京外国語大学教授・平和構築・紛争予防）

パリ不戦条約以来、侵略戦争は違法化された。個別的・集团的自衛権行使は、国連の措置までの暫定的のみ認められる（国連憲章51条）。個別的自衛権や集团的自衛権を口実にソ連やアメリカが侵攻を行った例もあるが、しかしいづれも侵攻する相手国の国内に助けたい勢力が存在し内戦状態にあった場合のみ。同じ状態にかぎり、中国が日本を侵攻することはない。

**Responsibility to protect

R2P**

1994年、PKO開始後のルワンダで停戦合意が破られ内戦が再開した。紛争当事者になれない国連は撤退したが100万人が死亡した。これを契機に、重大な侵害から国民を守れない国家においては、国連は内政不干渉原則を凌駕してでも住民を保護する責任を負うという考え方が生まれた。以来、PKOでは住民保護のため紛争の当事者として武力行使をしている。戦闘が始まったら戦わねばならず、自衛隊はそもそもPKOに送れない。

国連軍事監視団という非武装・丸腰で紛争に向かい合う役割がある。住民と信頼を築くには丸腰であることが大切。犠牲も出るが、一発も弾を撃っていない自衛隊を活かせる場では。

鼎談（青井さん・伊勢崎さん・川口創弁護士）

「存立危機事態」は、不明で限界が画せない（青井、川口）。アメリカについていかなければという外交的ニヒリズムを感じ（青井）。首相が替わるとあてはめが変わる。曖昧な根拠で自衛隊を出すことになる（川口）。テロを生み出す貧困の解決に日本が役割を果たせる（伊勢崎）。内閣ができる一般事務ではないから憲法73条違反だし、憲法9条にも反する。幾重にも渡って違憲。国会で通っても本当の法にさせないために声を挙げ続けること（青井）。日本は通常戦でも守れず、持久戦はできない。敵を作らないこと（伊勢崎）。

講演の夕べ報告

「情報の自由と、海外から見た日本のジャーナリズム
 アムネスティ・インターナショナル日本」わやグループ
 久富恵雄

5月25日、労働会館で藤田早苗さん（英エセックス大学人権センターフェロー）の講演会を開催し、約50人が参加しました。

国際人権法の歴史

第二次世界大戦後、ナチスのユダヤ人虐殺の反省から人権問題は国際問題となり、国連総会で世界人権宣言が採択された。その12月10日を世界人権デーとしたが、日本では特定秘密保護法が施行された日。

日本で報道・公表されない重要な情報

初めてイギリスのエセックス大学に行った時に日本とイギリスの報道の違いを知り、バラエティ番組ばかりの日本は愚民化政策ではないかとショックを受けた。

2013年、国連人権理事会の委員が福島原発事故後の人権状況を調査し報告書を出したが、日本政府

は聞く耳を持たなかった。原発事故後すぐにSPEDIIの情報が公開されていれば、多くの人が被ばくを避けられただろう。

日本メディアは、アメリカによる静岡から東北にかけての農作物の輸入規制を報道しない。かえって「食べて応援」するとのテレビ番組を放映した。また集団的自衛権に抗議した2人の自殺も、自殺報道に関するWHOのマニユアルを理由にほとんど報道しなかった。反政府活動ゆえに報道しなかったのは明白。

情報の自由が保障された国では飢餓に苦しむリスクも低い。他方、情報を得られないと、他の権利も危うくなる。



報道に対する日本政府の姿勢

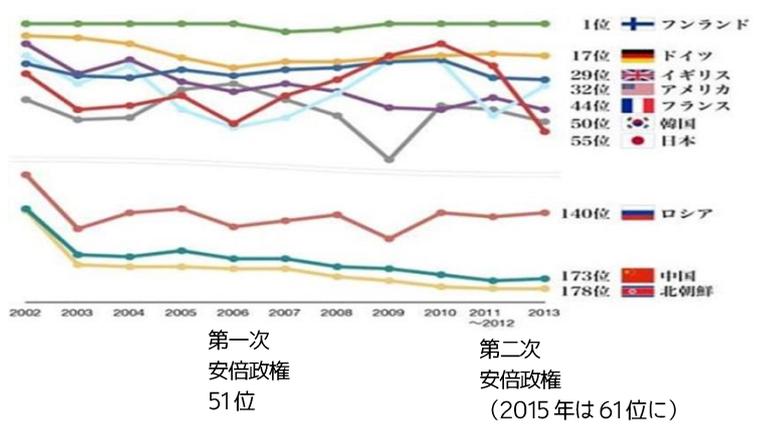
安倍さんは、メディアを敵に回して失敗したかつての経験から、メディアを飼い馴らすために、食事に連れて行って懐柔し情報を操作している。国政選挙に際してメディアに報道の自粛を「お願い」した例もある。

また、台湾メディアが日本からの輸入食品の産地偽装を報じ、これを理由に台湾が輸入規制を強化すると、日本政府は「台湾や韓国の輸入規制強化は間違っている」として撤回を要請した。

ドイツのメディアが安倍政権に対する辛口のコメントを書いたとき、日本の外務省在フランクフルト総領事がベルリンの新聞社本社へわざわざ出向いて文句を言った。

フランスのNGO「国境なき記者団」が、報道自由度ランキングを毎年発表している。第一次安倍政権のときはランキング51位。民主党の時には記者クラブを公開していたこともありランキングは上位だった。しかし現在は61位。その時々と首相と順位を見比べてみると一目瞭然だ。

報道の自由度ランキング



記事の裏を読む訓練

日本からトルコへの原発輸出に反対する4万人のデモを日本では報道しなかった。日本人が製作しアニメの賞を総なめにした「外で遊ばない子どもたち」はほとんど報道されないが、ヨーロッパでは拡散している。メディアは思想性をもって報道している。メディア・リテラシーを学ぶことが重要。新聞記事の裏を読む訓練をしなければならない。

「歩行者天国」でにぎわう 栄でデモ

会員 近森泰彦

5月24日(日) 14時から若宮公園で、戦争をさせない1000人委員会主催の集会・デモが行われました。東海4県(静岡、三重、岐阜、愛知)の1000人委員会のメンバーが大勢参加し、連帯感あふれる素晴らしい集会でした。主催代表の方々から一言あいさつの後愛知の浅井事務局長が音頭を取ってシユプレヒコールの練習をしました。これは大変良かったと思います。

1000人委員会世話人で通行人にわかりやすい共感を生むよびかけを考え、デモ参加者が全員、プラカード(A4カラー刷り)をコールに合わせて頭上に掲げることなどを決めたそうです。実際、一斉にプラカードが掲げると立ち止まって注目する方々が目につきました。シユプレヒコールはすべて短くわかりやすい、次のような文言です。

* 安倍政権の暴走を止めよう!
* 戦争法案にNO!
* 辺野古新基地NO!
* 普天間基地は直ちに撤去!
* 憲法を生かそう!
* 平和をつくろう!

リーダーの発声に続いて参加者は、安倍にNO! 安倍政権にNO!と唱和しながら、その都度の言葉を印刷したプラカードを頭上に掲げました。当日、栄交差点から矢場町間は「歩行者天国」でにぎわっていましたから、いつもと違った方々にも声を届けられたと思っています。



安倍内閣の暴走を止めよう! 連続行動・共同行動への参加

安倍内閣の進める集団的自衛権行使を含む戦争国家づくり、憲法破壊、普天間や辺野古など沖縄への基

地の押しつけなど、国民の命・暮らしを危うくする政策に反対の声を一斉に上げるべく、4月28日から5月3日まで「安倍内閣の暴走を止めよう! 連続行動」が急遽呼びかけられ、連日の集会・デモ・街宣が行われました。

4月28日のデモには700人が参加。賛同人も当日時点で339人も集まりました。5月3日には、愛知憲法会議が毎年名古屋市公会堂で開催している憲法集会の終了後の時間帯に、鶴舞公園から矢場町までデモをするという史上初の試みをしました。右翼が怒鳴り、大人数の機動隊も出動する中、無事、1000人を超える参加者は一団となって元気よく歩きました。

5月3日以降も、「安倍内閣の暴走を止めよう!」の行動は「共同行動」として継続し、賛同者も増えていきます。さらに行動は全国にも呼びかけられ、わずか1か月強の5月27日現在で17都道府県73イベントが参加を表明しました。

集団的自衛権行使容認等の閣議決定から1年となる7月1日には、18時半から久屋広場南・ひかりの広場で集会、19時からデモが行われます。

知多半島から「戦争法案反対!」の風を!.. 取り組みの紹介

知多半島から元気な取り組みが報告されています。

5月14日の安保法案閣議決定を受け、急遽呼びかけられた16日の知多半田駅前での街頭行動は、前日の呼びかけにもかかわらず15名が参加したとのこと。通行人から「憲法9条は大事」「がんばって」「戦争は絶対に反対だよ!」との声がかかり、参加者からも「閣議決定からのこの数日の怒りをようやく外に向けて声をあげて出すことができました」との感想をきけたそうです。続いて26日には河和線青山駅前での宣伝。通りかかった「戦争法案」反対派・賛成派の方々とそれぞれ意見交換もできたとのこと。

自分たちの地元でこそ、近所にこそ、声を届けたいですね。あつちでもこっちでも反戦の声をあげていきましょう!

今後のイベント情報（愛知）

- ★6/13(土)13:30～16:00 戦争は絶対にダメ！知多半島市民の集い @アイプラザ半田講堂
フォルクローレ、森英樹氏講演など
- ★6/14(日) 集団的自衛権行使のための法整備に反対する愛知大集会・パレード 10時～集会、11時～パレード @白川公園(愛知県弁護士会)
- ★6/18(木)12:00～13:00 街頭宣伝@栄メルサ前
- ★6/20(土)「安倍政権いかんがね」怒れる女子デモ(赤いモノを身につけて) 13:00～集会@栄バスターミナル前集合、13:45～デモ
- ★6/27(土)13:30～16:30 連続憲法講座「秘密保護法への対処と廃止の展望」講師：中谷雄二弁護士 @労働会館東館2階ホール
- ★6/30(火)18:30～「日本の外交を考える～集団的自衛権から沖縄基地問題まで」
講師：猿田佐世弁護士(新外交イニシアティブ)
@名古屋YWCAビッグスペース
- ★7/1(水) 安倍内閣の暴走を止めよう！7.1集会 18:30～集会、19:00～デモ
@久屋公園南 ひかりの広場
- ★7/4(土)13:30～16:30 愛知憲法会議サマーセミナー2015 「戦争法案」徹底分析
講師：本秀紀氏 @愛知民主会館2階
- ★7/13(月)13:20～ @名古屋地方裁判所1102法廷
秘密保護法法令制定過程情報公開訴訟・弁論
※だれでも傍聴できます！

「秘密保全法に反対する愛知の会」
00840-3-214850
【振込先】郵便振替口座

（年会費・個人1口10000円、団体1口30000円）
は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。

今後のイベント情報（全国）

- ★【兵庫】秘密保護法廃止・宣伝行動
6/13(土)17:00～18:00 @阪急仁川駅
7/13(水)17:00～18:00 @阪急山本駅
- ★【新潟】女たちの怒りの集会&街頭行動
6/20(土)13:30～15:30@万代市民会館4階大研究室
講演：海渡双葉弁護士「特定秘密保護法・集団的自衛権 いまどうなっているの？」
- ★【京都】戦争立法に反対する学生デモ
6/21(日)14:00集合 @円山公園、14:30デモ出発
- ★【福井】シンポジウム「憲法と集団的自衛権」
6/27(土)14:30～16:40
- ★【群馬】「戦争立法」ストップ！集会・デモ
6/28(日)13:30～集会@高崎城址公園、集会后デモ
- ★【大阪】カウンターインテリジェンス基本方針情報公開訴訟・判決 ※「秘密取扱者適格性確認制度」
7/9(木)13:10～ @大阪地裁

「早く質問しろよ」と言いながら戦争法の核心に迫る質問には答えないう・嘘をつく。政府が正面から戦争したいと言えないのは、憲法9条があるからだ。そうだ、為政者がいい加減で身勝手な政策によって人権保障や平和をむちゃくちゃにしないために、やっていいこと・悪いことを定める憲法が必要なんだ。

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。

編集後記

立憲主義って大切ね。

編集長 弁護士 矢崎睦子

会員募集中！